

第20回資料紹介展

阿波の古文書

パート1

棟付帳

徳島藩政のなぞに迫る基本台帳

棟付帳

場所

徳島県立文書館 2階 展示室

期間

平成12年4月25日(火)～平成12年7月30日(日)

休館日

毎週月曜日・毎月第三木曜日

棟付改帳

棟付帳

阿波藩政の謎にせまる基本台帳

江戸時代の徳島藩には「棟付改（むねつけあらため）」という調査があり、「棟付帳」という現在の戸籍に似た帳簿が作られていました。こうした調査は全国的に見てもまれなことだったのです。

「戸籍」とは、国なり市町村なりの行政が「戸」（家）ごとに戸主や家族の続柄・氏名・年齢・性別などを記載した公文書のことです。日本では、奈良時代六世紀頃、中国にならって戸（家）を単位にして人民ひとりひとりを詳細に登録し、集計して里（郷、五〇戸）毎にまとめて一冊の帳簿をつくり朝廷に提出させていました。その後天智天皇の九年（六七〇）に「庚午年籍（こうごねんじやく）」、持統天皇の四年（六九〇）に「庚寅年籍（こういんねんじやく）」が作られ、全国的な戸籍が調べられました。その後六年に一度ずつ戸籍は作られましたが、律令制度が崩れていくと共に一〇世紀頃から明治維新まで全国的な戸籍は作られませんでした。

しかし、戦国時代になると、領内を統一し

よう」という帳簿を作りました。豊前（現福岡県）小倉に移封された慶長末年から元和年間（一六一五〜二四）には藩の領域であった豊前・豊後で作っており、肥後（現熊本県）熊本に移封になった寛永年間（一六二四〜四四）には肥後で作っています。これらの帳簿は現在熊本大学付属図書館や細川家に納められており、前者は「小倉藩人畜改帳」、後者は「肥後藩人畜改帳」の名で「大日本近世史料」という資料集に納められ江戸時代の基本的な帳簿として広く利用されています。

それに対し、徳島藩の棟付帳は明暦（一六五五〜一六五八）、延宝（一六七三〜一六八一）、享保（一七二六〜一七三六）、明和・安永（一七六四〜一七八一）、文化（一八〇四〜一八一八）、嘉永（一八四八〜一八五四）の六回、約三十年ごとに帳簿が作られたとされています（ただ明和・安永期、嘉永期は社会情勢等のため正帳は完成しなかったとされています）。

また、前期の棟付帳では、女性の名前が入っていない・家毎に控えの田畠が書き込まれているなど戸籍というより実際の夫役（ぶやく）負担や検地帳の名負（なおい）の家を確定するための収税台帳としての意味が強かったようです。

徳島藩の「棟付帳」は、細川家が作った「人畜帳」と違い、徳島藩領の阿波・淡路両国という広い範

囲をほぼ江戸時代全般に渡って人口の移動や変遷を知ることのできる資料として注目に値するものなのです。

これまでも身分制度などを解く資料として紹介されてきましたが、藩庫の資料としてまとまって残っておらず、市町村の役場や、庄屋をつとめていた個人の家などに分散していたため、これまでまとめて利用することは難しい資料とされてきました。

「棟付帳」は、徳島を代表する古文書として知られていますが、江戸時代全般に渡る人口の変遷や身分の変遷にかかわる根本的な歴史資料として活用はまだまだこれからの課題であるといつてよいと思います。

現在徳島県立文書館では、少しずつですが、県内各所から「棟付帳」を現物で、またマイクロフィルムによる複製化の形で収集を続けました。今後もその研究が期待される徳島藩政の謎を解明していくための不可欠の資料として「棟付帳」という資料がどんなものなのかを広く知っていただければと思います。



▲那賀郡谷内村棟付人数御改帳（遠藤家文書）

いあいわし

古来、地域社会あるいは国家が、そこに在住する人びとを把握し、彼らを撫育するとともに、統制し徴税をはからんとすることは当然の営みでありました。

六七〇年、天智天皇は全国にわたる最初の戸籍、庚午年籍（こうごねんじやく）を作りました。律令制の時代には班田収授、租税の取り立て、氏姓の確定をするための戸籍の編成は国家運営の最大の課題であったと思われます。徳島における九〇二年の「阿波国田上郷戸籍残簡」は、日本史の教科書にも掲載されているほど有名であります。

徳島では、江戸時代、現在の「戸籍」に似た棟付帳という帳簿が作られたようで、こうした調査と帳簿の作成は、全国的に見てもまれなことだそうです。

私も『美馬町史』編纂にかかわった時に、享保八年（一七二二）の「郡里山棟付帳」および文化・文政期のもので推定される同じ郡里山の棟付帳を見る機会がありました。前者は「家数都合 三百九拾弐軒、内一軒後家、人数合 千拾七人」とありますが、人数には女子が入っておらず、郡里山の総人口は不明なままでした。また、百姓身分九百三十九人のう

ち、五百二十八人が十五より六十まで御役負之者と記されており、棟付帳が夫役（労働税）徴収の台帳であったことを物語っています。

後者の棟付帳は残念ながら断片的なものですが、女性も含まれており千二百人以上の人々が書かれています。その集計では夫役を負う人数三九八のほか、馬四十七疋・牛百七十九疋があげられ、農耕や輸送の手段として、牛や馬が大切に飼育されていたことがわかります。

棟付帳は、当時の社会の制度や村の秩序がどうであったかを理解するための貴重な基本史料です。展示の中から、江戸時代の社会の仕組みや人々の生活の一端をくみとっていただければ幸いです。

なお展示開催にあたり、貴重なこれらの古文書史料を文書館にご寄贈ご寄託いただきました方々、またマイクロフィルムへの複写を許可いただきました関係市町村や公民館の方々、貴重な棟付帳関係資料をお貸しいただきました小松島市・森英雄氏ほかご協力をいただきました関係者各位に心より御礼申し上げます。

平成十二年四月二十五日

徳島県立文書館長 逢坂俊男

① 御蔵百姓

御蔵（藩の蔵、北蔵・長蔵・新蔵があった）に年貢を納める百姓を「御蔵百姓」といいます。同じ百姓でも給人（きゅうにん）・蜂須賀家の家来で給地をもらっている家臣に年貢を納めている百姓は「頭入百姓（かしら入りびやくしょう）」として区別されています。また、水運や漁業に携わった人々は「加子（かこ）」とされました。こうした区分（身分）を阿波では身居（みずわり）と言い、非常に細かな身居が定められていました。

また庄屋や給人の家来、被差別身分の人々など村の支配を受けない人々は別に帳面が作られ、武士や徳島の町人には作られないなど厳しく身分が分けられていました。その一方、身居の売買なども行われ身居間の移動も見る事ができます。

② 壺家

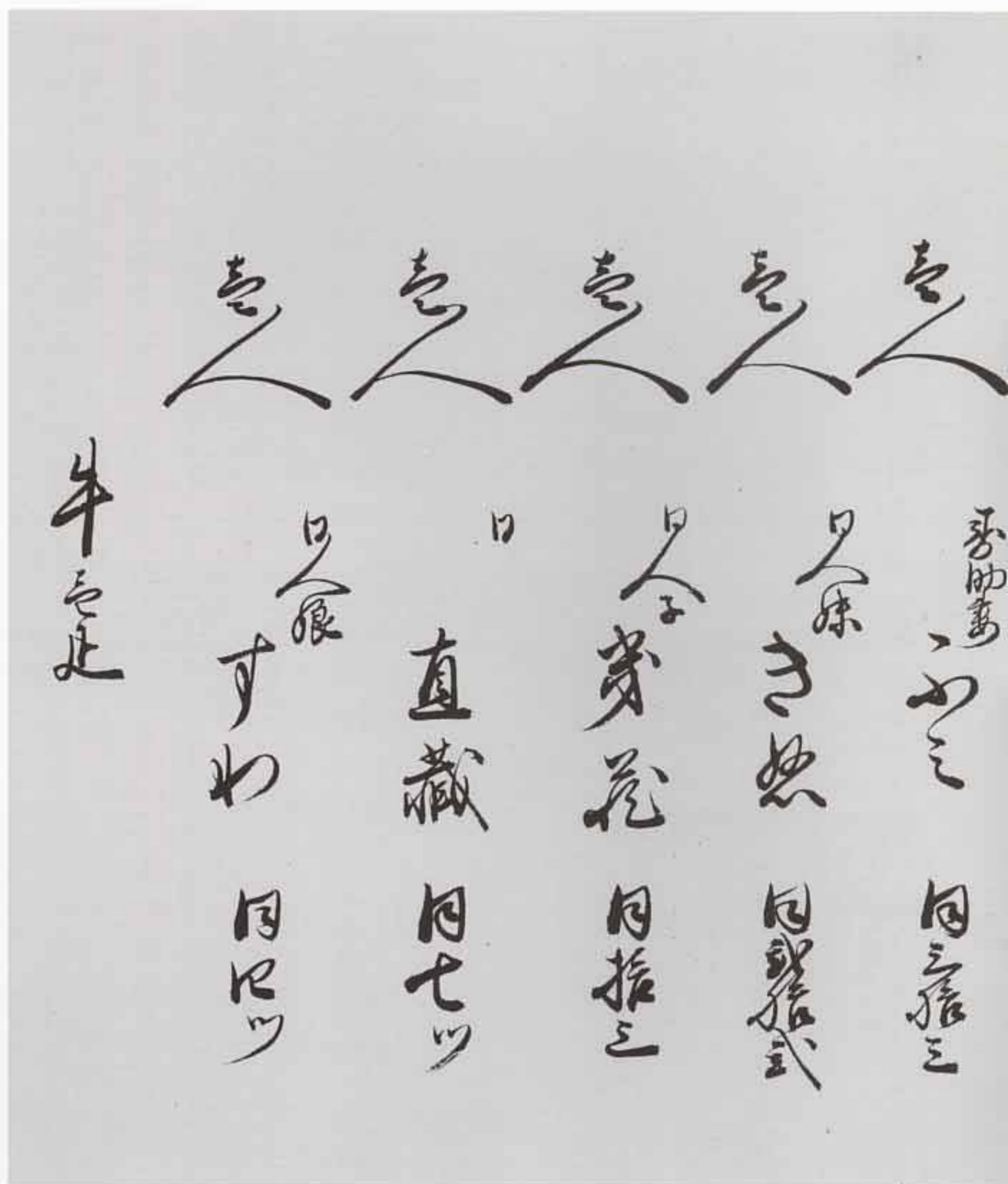
「棟付帳」の中で独立した家を壺家と書き、それに付属した家を小家（しょうけ）と書きます。壺家は小家の世話をし、小家は壺家のことを本家とも呼びます。小家は分家の場合や中世以来の家来筋に当たるもとの名子や下人である場合がありますが、江戸時代を通じて小家が壺家から独立したり、村役人になったりすることもありました。このような、さまざまな再編が行われ元々の壺家—小家の関係は後になるほどわかりにくくなっています。例に挙げた入野村寿助の家も享保時代に他の村（鮎川村）から引っ越してきて今回の棟付改（文化）で壺家となっています。

③ 女性の記載

棟付帳には元々女性は記載されていませんでした。江戸時代は基本的に家を嗣いでいくのは男性であることや、戦争時や普請工事などの夫役は男性がその負担対象であったことから記載の対象を男性だけにしていたと思われます。しかし、文化年間に作られた棟付帳からは、女性が書かれるようになりました。女性の労働力に目を付けた徳島藩の政策であったと思われますが、それだけ女性の社会的な役割が広がっていたことも見逃せないでしょう。

④ 牛馬の記載

肥後の細川家が作った「人畜帳」でもそうですが、牛馬に関しては明暦の棟付帳から一貫して記載されていました。これは、牛馬が戦争時や普請工事などの夫役に利用することのできる重要な情報であったからだと思います。また、牛馬は農作業や運送においてもとても重要な労働力でもあったので、百姓は家族同様に大事にしていました。



▲文化八年那賀郡入野村 [現相生町] 棟付帳 (4ページ分)

一 壺家

寿助 歳四十

御蔵百姓

この者の祖父宅兵衛は、この前の項に書かれている吉弥の曾祖父
貞右衛門の弟で、享保十三年から当村（入野村）で
別の家を建て、この度（文化の棟付改で）吉弥同様小家を離れ

郡代様に住み替えのことを認めてもらえるよう願ったところ、ご検討された上
聞き届けられ、郡代原与右衛門様・森孫平様・

山内忠太夫様から御証文を

頂戴し、鮎川村を離れ当村（入野村）の百姓と身居が決まりました。

また寿助は、実は当村御蔵百姓又三郎の

弟で儀三次の後家を養母としましたが、子供がないので

寛政三年から内分養子（暇証文を出さない私的な養子）として娘ふみと

めあわせた（結婚させた）ところ、男子幾蔵が生まれました。（儀三次の）後家は

寛政八年に病死し、養子等のことが決着していませんでしたが、ありのままを申

し上げいろいろご検討された後、特別に聞き届けられ

文化二年に郡代の増田鉄郎様

安田益之丞様から、寿助とそのせがれ幾蔵共に養子等に関する

暇証文（戸籍証文）を頂戴し、儀三次後家の家督を相続する

養子となりました。

牛吉正

一 牛吉正 壽助 歳四拾

此者祖父宅兵衛儀者前株吉弥曾祖父
貞右衛門二弟二而享保十三申年当村二
おいて別家仕居申此度吉弥同断
小家相離住替之儀奉願候処御詮議之上
御聞届被仰付御郡代原与右衛門様
森孫平様山内忠太夫様ヨリ御証文
頂戴仕鮎川村ヲ放当村百姓ニ相居り申候
且寿助儀者当村御藏百姓又三郎
二弟二て御座候処養母儀三次後家男子無
御座寛政三亥年ヨリ内分養子ニ相成娘ふみニ妻
合男子幾藏出生仕後家義八同八辰年病
死仕右不行着奉恐入有躰を以居懸り御暇
奉願被是御詮議之上御別儀を以御聞届
被仰付文化二丑年御郡代増田鐵郎様
安田増之丞様ヨリ寿助並倅幾藏共居懸
御暇御証文頂戴仕儀三次後家家督相統
養子ニ罷成候

棟付帳の形式

記載方法とその意味

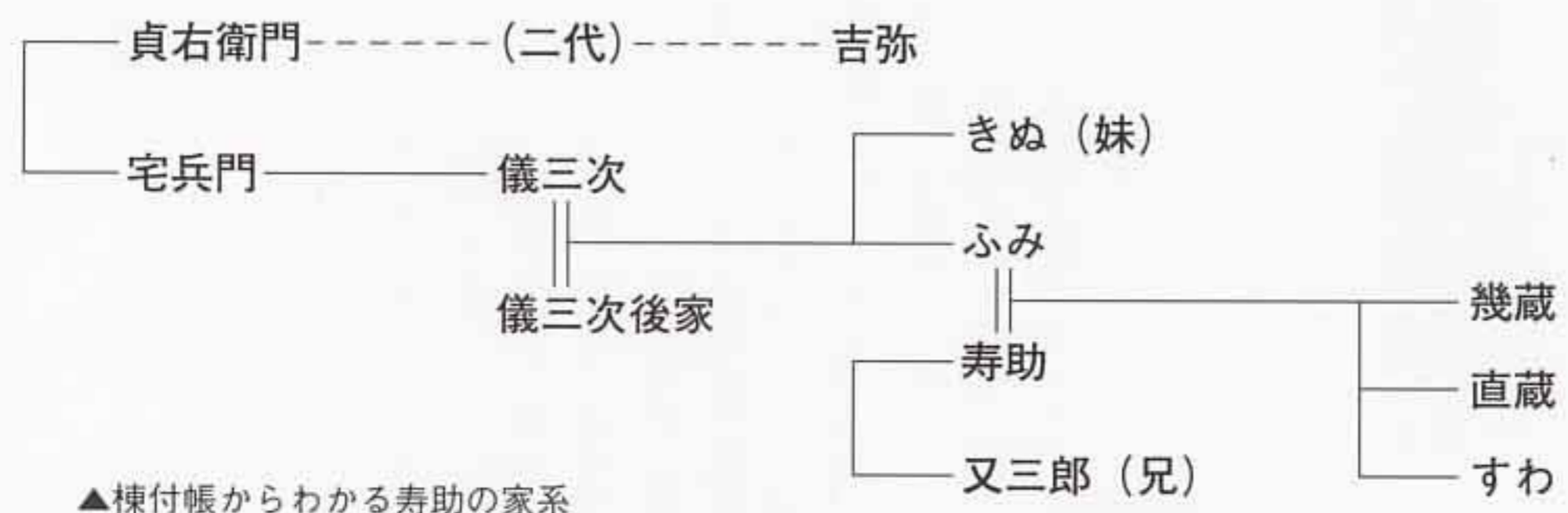
御藏百姓①

一 吉家②

壽助 歳四拾

此者祖父宅兵衛儀者前株吉弥曾祖父
貞右衛門二弟二而享保十三申年当村二
おいて別家仕居申此度吉弥同断
小家相離住替之儀奉願候処御詮議之上
御聞届被仰付御郡代原与右衛門様
森孫平様山内忠太夫様ヨリ御証文
頂戴仕鮎川村ヲ放当村百姓ニ相居り申候
且寿助儀者当村御藏百姓又三郎
二弟二て御座候処養母儀三次後家男子無
御座寛政三亥年ヨリ内分養子ニ相成娘ふみニ妻
合男子幾藏出生仕後家義八同八辰年病
死仕右不行着奉恐入有躰を以居懸り御暇
奉願被是御詮議之上御別儀を以御聞届
被仰付文化二丑年御郡代増田鐵郎様
安田増之丞様ヨリ寿助並倅幾藏共居懸
御暇御証文頂戴仕儀三次後家家督相統
養子ニ罷成候

- 吉人 壽助妻 ふみ③ 同三拾三
- 吉人 同人妹 き怒(ぬ) 同貳拾貳
- 吉人 同人子 幾藏 同拾三
- 吉人 同人 直藏 同七ツ
- 吉人 同人娘 すわ 同四ツ
- 牛吉正④



▲棟付帳からわかる寿助の家系

いち
壺

りょう
領

いっ
壺

びき
疋

という身居 みずわり



▲美馬郡西端山棟附人就御改
壺領壺疋土谷政右衛門帳(谷家文書)

当文書館に一冊の棟付帳があります。「享保九年美馬郡西端山棟附人就御改壺領壺疋土谷政右衛門帳」(タニケ一)という帳簿です。この棟付帳は、壺領壺疋という身居を持つ谷政右衛門(美馬郡西端山・現貞光町・庄屋)とその家来四十一人だけが書き上げられた帳簿です。

壺領壺疋という身居は本来、鎧・具足一領と馬一匹(疋)の意味を持っていますが、その根元についてはよくわかっていません。

その役割については、谷家文書の覚書(タニケ四三)に「御軍用之節騎馬二而罷出ル筈之筋目」とあるように、軍役に関わる身居で有事の際に甲冑に騎馬で駆けつけ、郡奉行・代官の指揮下に入る役目を負っていました。江戸時代初期はまだまだ戦時体制下にあったので、有力百姓を中心に壺領壺疋の外にも「郡付浪人」や「郷付浪人」など武士と百姓の中間的な軍事的身居が置かれたと考えられます。

谷家の成立について記した文書(タニケ三一九―一ほか)によると、隣国伊予国の小松御陣屋の受け取りに際して、谷庄左衛門自身が騎馬で槍持ちを十六人を率いて、伊予国境の防備に出動したという記事(年代不明・小松陣屋の受け取りという事実はなく、寛文五年の伊予国一柳家の西条の所領没収のことか)があります。

このような実際の行動に対して、その功により壺領壺疋の身居と家来十六人分の扶持が与えられたと考えられます。こうした軍事に関わる由緒は、軍事政権であった幕藩体制下ではとても大事にされていました。

谷家では二代の庄左衛門が壺領壺疋役と庄屋役を得たと言われ、明暦の棟付帳では庄屋として、延宝の棟付帳では壺領壺疋役として付け上げられたことが記されています。こうした身居の確認は、「棟付帳」を作成することを中心に行われてきたのです。

谷家文書の覚書(タニケ四三)は、享保九

年(一七二四)に大北郡奉行(板野・阿波・美馬・三好の四郡を担当)山崎夫兵衛が書いたものを写した史料ですが、壺領壺疋が藩主蜂須賀家へのお目見え(拝謁)の際の席順について決めたものです。

この史料によれば、山崎夫兵衛の配下に壺領壺疋が七人おり、そのうち板野郡大幸村の福家金助・東中富村の木内藤五郎と谷政右衛門の三人がお目見えを許されていました。そのお目見えの席で、近年のこととして惣庄屋(組頭庄屋のことか)と壺領壺疋の席が入り交じってしまっていることが問題になっています。

結論としては壺領壺疋の席順は惣庄屋の上、(小高取の下)ということを決着しますが、史料からは郡奉行自ら郡奉行配下の軍事役である壺領壺疋の身居を守ろうという意図が読みとれます。

理由として、棟付帳が一般の百姓帳とは別の帳面に仕立てられていること、小手下人ま

で前々からずっと夫役(ぶやく)が免除されていることなどを上げ、惣庄屋の方が棟付帳で百姓と同じ帳簿になっていることや、小手下人夫役免除が役儀を勤めている限りのものであることと比較して惣庄屋より格が上であるとされています。

又、お目見え以外の四人の壺領壺疋も、郡奉行の出役(役務上の集まり)などでは惣庄屋より格上とすることを決めています。

しかし、こうした文書が出された背景には、実際に収税などの実務を行っている庄屋とその身分の差がはつきりしなくなってきたことを表しているように思います。さらに江戸時代も後期になると壺領壺疋などの軍役的な身居は、「株」化して売買の対象になっていきます。江戸時代も終わりに近づくほど棟付帳で引き締めようとした身居の制度の内部の混乱が進み崩れていったのです。

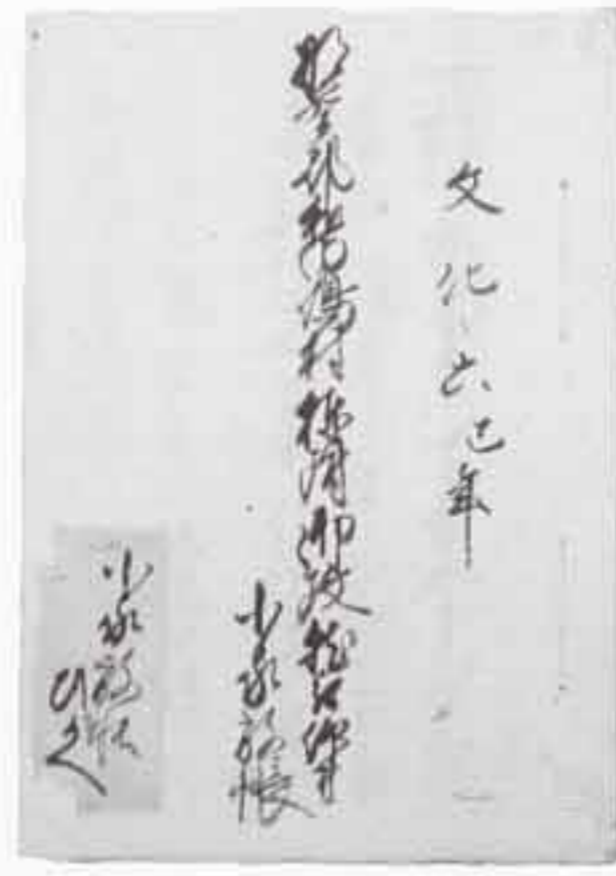
棟付帳の関連帳簿

江戸時代の阿波の国の村々では棟付改の調査に基づいて、一冊の棟付帳を中心にしてたくさん帳簿が作られました。それは1棟付帳を作るための下調べの帳簿、2棟付帳と同時期に作成された帳簿、3棟付帳から夫役や年貢を実際に取りするために作成された帳簿に分けられるのではないかと思います。



① 指出帳

「棟付改」を行うに当たって村側で調査し用意した帳簿。前回の「棟付帳」などを参考に作成したと思われる。



② 小家放帳

前回の「棟付帳」にある寺家の小家と付けられていた家を新しく寺家として建てる場合作成された帳簿。



③ 死人帳

前回の「棟付帳」から今回の「棟付改」の間に死んだ人を書き上げた帳簿。絶えた家を書き上げた「絶家帳」という帳簿もある。



④ 棟付帳

棟付帳本帳。



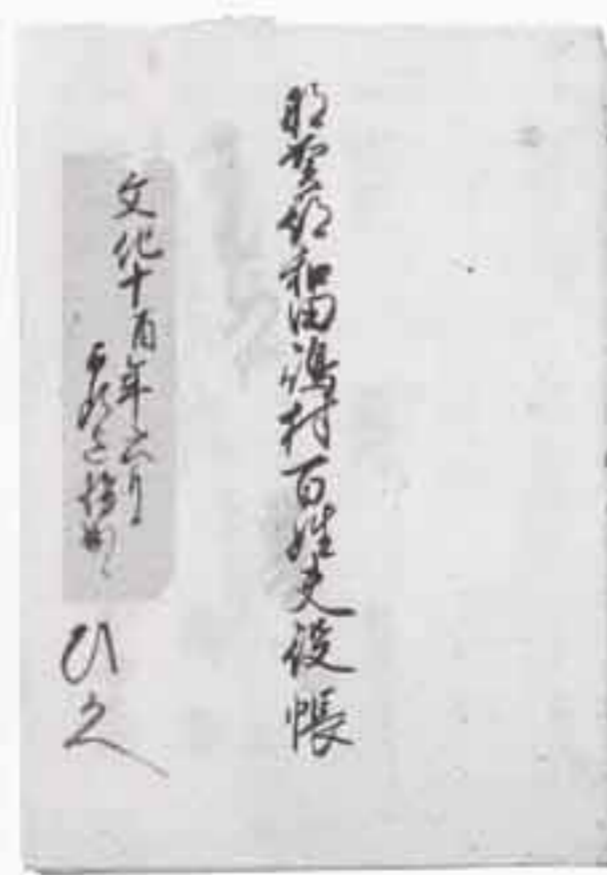
⑤ 譜代家来調帳

村の中に住んでいた給人（蜂須賀家の家臣）の家来を書き上げた帳簿。夫役はかけられなかった。



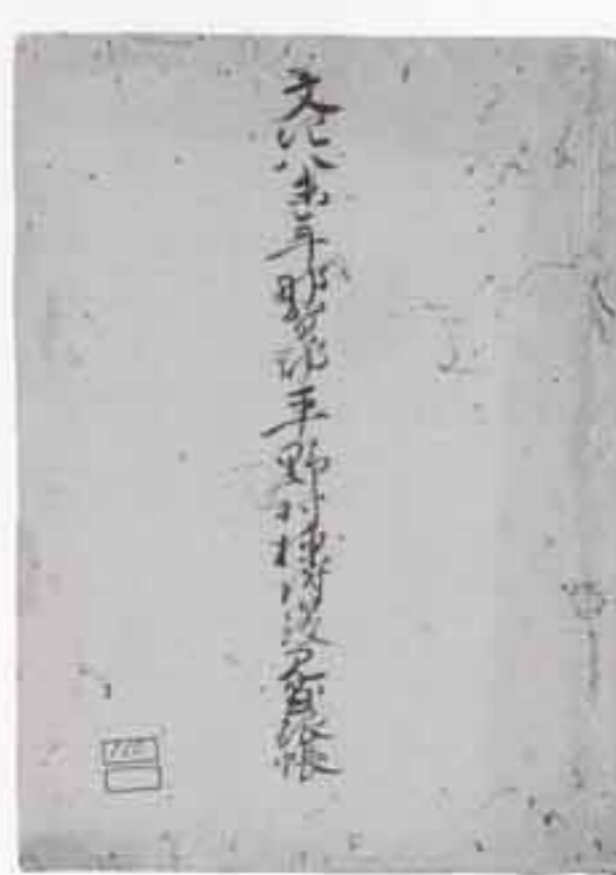
⑥ 浪人帳

村の中に住んでいた浪人者（構浪人・郡付浪人・郷付浪人などがあつた）が書かれた帳簿。夫役はかけられなかった。



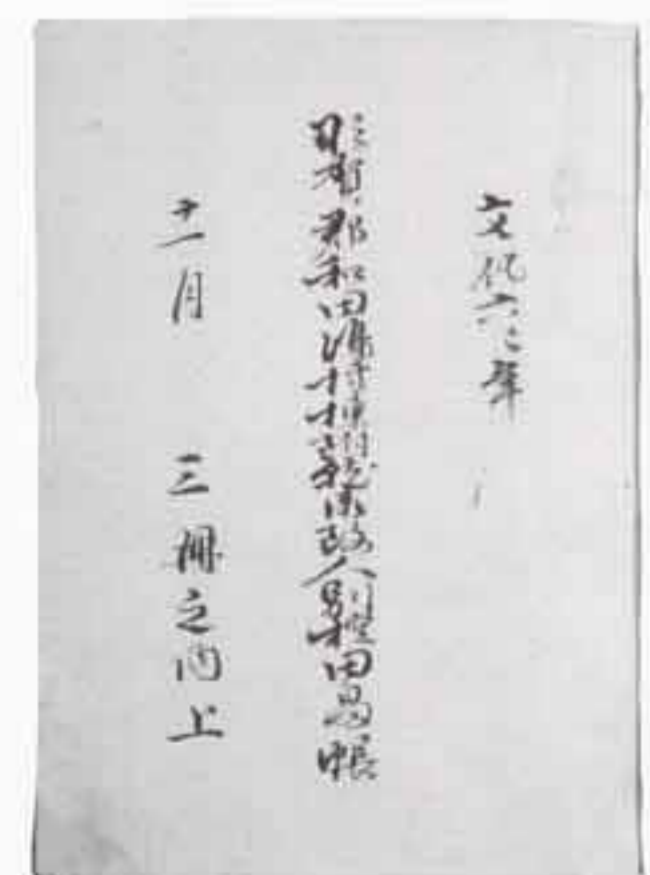
⑦ 百姓夫役帳

棟付帳で百姓と決められた人に夫役を課すための帳簿。この帳簿に書き上げられた人は夫役を負わなければならなかった。



⑧ 見懸銀帳

見懸人（移住者が村人として認められた時の身居）と書き上げられた人に見懸銀（税金）を課すための帳簿。一般の夫役はからなかった。



⑨ 人別控田畠帳

棟付帳の家毎にその家が所持（控）していた田畠を一筆毎にその来歴を調べ書き上げた帳簿。検地帳と棟付帳を結んで年貢を決定する基礎帳簿であったと思われる。



那賀郡和田島村棟附就御改人別控田畠帳 (森家文書)

展示資料目録

	表 題	作成年代	備 考
1	美馬郡之内東端山村棟付人改御帳	明暦4年(1658)	タナ00187
2	美馬郡之内西端山村棟付人改御帳	明暦4年(1658)	タナ00188
3	板野郡木津野村棟付人御改帳上ル控	延宝元年(1673)	キナ00256
4	名西郡之内国実村棟付人改御帳	延宝2年(1674)	コト00014
5	名西郡国実村棟付就御改庄屋人数帳	延宝2年(1674)	コト00018
6	名西郡之内高川原村棟付人数改帳	延宝2年(1674)	タカ00095
7	美馬郡東端山棟付人改御帳	延宝2年(1674)	タナ00190
8	正徳五年乙未歳名西郡白鳥村棟付人数御改帳	正徳5年(1715)	シロ00020
9	那賀郡芳崎村棟附就被仰付小家下人離帳	享保3年(1718)	ナカ00013
10	那賀郡和田島村棟付人数御改帳	享保3年(1718)	小松島市森家
11	那賀郡阿瀬比村棟附就御改願被仰付小家下人書抜帳	享保7年(1722)	エト00011
12	享保九辰年棟付改帳写 (廣谷影名平野名)	享保9年(1724)	タナ00203
13	宮久保名棟附下改指出帳	明和6年(1769)	タナ00213
14	寺名棟附下改指出帳	明和6年(1769)	タナ00217
15	美馬郡東端山棟付人就御改御譜代御家頼帳	明和6年(1769)	タナ00228
15	那賀郡芳崎村棟附御改ニ付指出シ帳	天明2年(1782)	ナカ00010
16	那賀郡和田島村棟附御改帳	文化6年(1718)	小松島市森家
17	那賀郡和田島村棟附就御改人別控田畠帳	文化6年(1718)	小松島市森家
18	那賀郡和田島村棟附就村中家引帳	文化6年(1718)	小松島市森家
19	那賀郡和多津新田棟附就御改被仰付家引帳 (控)	文化6年(1809)	タナ01270
20	棟附就御改御郡代様御宿諸控	文化6年(1809)	タナ01276
21	那賀郡和多津新田棟附御改人数御改帳 (写)	文化6年(1809)	タナ01282
22	文化八未年那賀郡谷内村棟付人数御改帳	文化8年(1811)	エト00007
23	那賀郡入野村棟付御改夫役帳	文政8年(1811)	エト00010
24	那賀郡入野村棟附御改帳	文化8年(1811)	エト00020
25	文化三寅年板野郡竹瀬村棟附御改百姓夫役帳	文化8年(1811)	キナ00839
26	文化八年未那賀郡平野村棟附御改見懸銀帳	文政7年(1824)	エト00021
27	那賀郡馬路村棟附御改夫役帳	文政8年(1825)	エト00009
28	那賀郡榎谷村棟附御改夫役帳	文政8年(1825)	エト00012
29	文化八未年那賀郡谷内村棟附御改百姓夫役帳	天保6年(1835)	エト00018
30	棟付御下調心得書	近世後期(1843)	キナ01759
31	那賀郡和多津新田棟附御改人数御改帳 (控)	慶応2年(1866)	タナ01283

※期間中展示資料を一部入れ替えることがあります。
 ※備考の番号は徳島県立文書館の資料番号です。

第二十回 資料紹介展
 阿波の古文書

パート1 棟付帳

平成十二年四月二十五日 発行

編集・発行 徳島県立文書館

〒770-8075 徳島市八万町向寺山
 電話 〇八八(六六八)三七〇〇

印刷 原田印刷出版株式会社

〒770-5053 徳島市西大工町四ノ五
 電話 〇八八(六二二)三三五六